

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

さらに、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談及び測定事業を行なっている。

このほか、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律や条例により許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

区分 年度	許可等 (件)	廃業等 (件)	施設数	監視指導数 (件)
24年 度	156	121	2,647	1,496
25年 度	167	132	2,682	1,504
26年 度	146	161	2,667	1,583
27年 度	173	149	2,691	1,644
28年 度	168	175	2,684	1,531
理 容 所	5	11	218	116
美 容 所	99	80	757	455
クリーニング所	9	19	251	147
興 行 場	32	32	44	88
旅 館 業	13	6	190	266
公 衆 浴 場	1	2	78	178
プ ー ル	3	0	84	101
水 道 施 設	1	17	703	80
温 泉 利 用 施 設	2	2	1	4
墓 地 等	1	2	68	6
特 定 建 築 物	2	4	290	90

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー、コインシャワーについては、衛生水準を維持するため、対象施設毎に衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

区分 年度	届出 (件)	廃止等 (件)	施設数	監視指導数(件)
24 年度	8	9	5,767	375
25 年度	10	224	5,553	305
26 年度	12	174	5,391	533
27 年度	19	211	5,199	348
28 年度	28	163	5,064	414
貯水槽水道	6	143	4,927	254
コインランドリー	22	19	127	148
コインシャワー	0	1	10	12

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
24 年度	897	416
25 年度	943	561
26 年度	942	569
27 年度	962	638
28 年度	975	571
理容所	218	116
美容所	757	455

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	理容所			美容所		
	検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
		適	不適		適	不適
24年 度	3	3	0	1	1	0
25年 度	10	10	0	1	1	0
26年 度	0	0	0	10	10	0
27年 度	0	0	0	10	10	0
28年 度	4	4	0	43	43	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」、車両を用いて洗たく物の受け渡しのみを行なう取次業は、「無店舗取次店」と称して届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
24年 度	285	159
25年 度	278	162
26年 度	266	163
27年 度	261	173
28年 度	251	147
一般	112	61
取次所	136	86
無店舗取次店	3	0

② 空気検査

ドライクリーニングで使用する有機塩素系溶剤は、管理が不十分であると健康に影響を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設内の有機塩素系溶剤の濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□有機塩素系溶剤空気測定

区分 年度	有機塩素系溶剤 使用施設数	検査 施設数	検査施設成績(件)	
			適	不適
24年度	14	5	5	0
25年度	13	10	10	0
26年度	13	12	12	0
27年度	12	11	11	0
28年度	11	10	9	1

※有機塩素系溶剤：テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）等

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。
(平成28年度の受付数2件)

④ コインランドリー

豊島区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
24 年度	116	113
25 年度	117	115
26 年度	118	114
27 年度	124	150
28 年度	127	148

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施設数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
24 年度	42	97	(8)
25 年度	44	91	(3)
26 年度	45	80	(2)
27 年度	44	80	(4)
28 年度	44	88	(3)
常 設	42	51	(3)
仮 設	(※)2	37	(0)

(注) () 内は再掲。

(※) 掲上施設数は平成29年3月末における仮設興行場営業許可施設数。平成28年度の仮設興行場営業許可施設数（合計）は30施設。

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)	
		適	不適	炭酸ガス	粉じん
24 年度	48	41	7	4	3
25 年度	45	42	3	2	1
26 年度	45	40	5	5	0
27 年度	43	38	5	4	1
28 年度	47	43	4	2	2
常 設	41	37	4	2	2
仮 設	6	6	0	0	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業等の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
24 年 度	183	224
25 年 度	180	209
26 年 度	181	211
27 年 度	183	221
28 年 度	190	266
ホ テ ル	22	30
旅 館	143	193
簡 易 宿 所	25	43

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は普通公衆浴場（銭湯）と、その他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分かれている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
24 年 度	91	231	(78)
25 年 度	92	218	(77)
26 年 度	86	210	(73)
27 年 度	79	195	(71)
28 年 度	78	175	(67)
普 通	25	25	(25)
個 室	22	89	(42)
サウナ等	31	61	(0)

(注) () 内は再掲。

② 浴湯水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴湯水水質検査を行なっている。

区分 年 度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)			
		適	不 適	濁 度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	遊離残留塩素濃度
24 年 度	75	58	17	1	0	7	13
25 年 度	75	62	13	1	3	1	12
26 年 度	68	52	16	0	2	4	12
27 年 度	68	43	25	0	4	6	19
28 年 度	68	54	14	0	2	2	12
普通	25	19	6	0	0	2	6
その他	43	35	8	0	2	0	6

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年 度	施 設 数	監視指導数(件)
24 年 度	10	16
25 年 度	11	11
26 年 度	12	13
27 年 度	11	14
28 年 度	10	12

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

区分 年 度	施 設 数	監視指導数(件)
24 年 度	64	85
25 年 度	64	84
26 年 度	64	98
27 年 度	81	104
28 年 度	84	101
営業プール	14	31
小規模プール	70	70

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目について、水質検査を行なっている。

区分 年 度	検 査 施 設 数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)							
		適	不 適	pH	濁 度	カリウム消費量	過マンガン酸	残 留 塩 素	大 腸 菌	一 般 細 菌 数	総トリハロメタン
24 年 度	28	25	3	0	0	3	0	0	0	0	0
25 年 度	32	24	8	0	0	1	2	0	6	0	0
26 年 度	28	23	5	0	0	3	2	1	2	0	0
27 年 度	28	25	3	0	0	3	0	0	0	0	0
28 年 度	29	23	6	0	0	3	1	0	3	0	0

小規模プールに対しては、残留塩素及び水温について簡易水質検査（検査数406件）を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。平成28年度のプール水質検査の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

区分 年 度	施 設 数	監視指導数(件)
24 年 度	1	5
25 年 度	1	6
26 年 度	1	3
27 年 度	1	3
28 年 度	1	4

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

区分 年 度	施 設 数	調査指導数(件)
24 年 度	69	30
25 年 度	69	0
26 年 度	69	8
27 年 度	69	3
28 年 度	68	6
墓 地	57	2
納 骨 堂	11	4

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000m²以上（学校は8,000m²以上）の建築物を、「特定建築物」と称し、所有者等に対し、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000m²～10,000m²の特定建築物の届出の受理及び立入検査を行なっている。なお、10,000m²を超える特定建築物の立入検査等は、東京都健康安全研究センタービル衛生検査担当が実施している。

また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区分 年 度	施 設 数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
	3,000m ² ～10,000 m ²	10,000 m ² 超	一般検査	その他	
24 年 度	216	70	95	5	10
25 年 度	215	70	95	0	3
26 年 度	218	73	95	4	1
27 年 度	218	74	93	4	2
28 年 度	216	74	89	0	4

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区分 年 度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 别 不 適 件 数 (件)							
		適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 防除	雑用 水	アスベ スト
24年度	95	30	65	46	14	27	11	13	9	1	1
25年度	95	27	68	31	16	18	17	9	16	1	0
26年度	95	25	70	34	11	16	11	10	10	1	0
27年度	93	24	69	28	11	20	9	12	16	2	0
28年度	89	34	55	13	13	23	12	6	4	0	1

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項目別不適件数(件)					
		適	不適	温度	湿度	炭酸ガス	一酸化炭素	粉じん	気流
24年度	95	17	78	27	42	44	0	4	0
25年度	95	22	73	15	47	33	0	3	0
26年度	95	25	70	13	46	40	0	2	0
27年度	92	23	69	13	39	41	0	3	0
28年度	88	34	54	4	27	39	0	1	1

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を5区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

(単位：人)

区分 年度	開催区	区内施設受講者数
24 年 度	中野区	87
25 年 度	杉並区	96
26 年 度	豊島区	102
27 年 度	板橋区	88
28 年 度	練馬区	100

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営むうえで必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
24 年 度	729	149
25 年 度	726	78
26 年 度	722	142
27 年 度	719	130
28 年 度	703	80
専 用 水 道	1	0
簡 易 専 用 水 道	702	80

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

区分 年度	施 設 数	検査機関対象施設数(件)	受 檢 報 告 数 (件)
24 年 度	728	493	384
25 年 度	725	495	361
26 年 度	721	489	360
27 年 度	718	486	359
28 年 度	702	473	364

検査機関対象施設数とは、建築物衛生法に基づく管理が実施されている施設(229施設)を施設数から除外したものである。

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）では、所有者・管理者等の衛生管理知識が不十分なことなどから、飲料水の事故が発生しやすい。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
24年 度	5,641	246
25年 度	5,425	179
26年 度	5,261	406
27年 度	5,064	184
28年 度	4,927	254

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	タンク水		井戸水	
	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
24年 度	67	1	20	4
25年 度	55	1	21	7
26年 度	32	5	11	3
27年 度	18	1	1	1
28年 度	15	1	1	0
細菌検査(2項目)	0	0	0	0
定期検査(10項目)	15	1	1	0
消毒副生成物	0	0	0	0
化学検査定性分析	0	0	0	0
化学検査定量分析	0	0	0	0
ピル管法に係る検査 (15項目)	0	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から毎年6月を「水質検査奨励月間」とし、検査受付日時の延長や料金の割引等を行う事業を実施している。

(単位：件)

区分 年度	総 数	タンク水		井 戸 水	
		検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
24 年 度	745	474	5	271	100
25 年 度	718	467	5	251	90
26 年 度	390	390	6		
27 年 度	387	387	5		
28 年 度	365	365	5		

(注) 平成26年度から、井戸水を当事業の対象外とした。

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

「豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」(平成21年4月1日施行)に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、監視指導を実施している。

(単位：件)

区分 年 度	監視指導数
24 年 度	8
25 年 度	18
26 年 度	18
27 年 度	22
28 年 度	9

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱(平成13年4月1日施行)に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。

また、居住者からの依頼により有料でホルムアルデヒド・トルエン・キシレンなどの揮発性有機化合物(VOC)の室内空気環境測定を受付している。

(単位：件)

区分 年 度	室内空気環境測定検査受付数 (パッソフチューブ法・アクティブ法)
24 年 度	6
25 年 度	3
26 年 度	0
27 年 度	0
28 年 度	0

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行なっている。また、住民からの住居衛生等に關わる相談に応じている。

(単位：件)

区分 年度	苦情処理件数	所内指導・相談件数
24 年 度	27	6,814
25 年 度	22	6,310
26 年 度	15	5,663
27 年 度	12	5,751
28 年 度	13	5,980
営業施設等	理 容 所	0
	美 容 所	2
	クリーニング所	1
	興 行 場	0
	旅 館 業	5
	公 衆 浴 場	2
	プ ル	1
	特 定 建 築 物	0
	水 道 施 設	0
	貯 水 槽 水 道	1
住居衛生等	その他の業種	0
	計	12
	室内空気環境	0
	水 質 檢 查	0
	井 戸 水	0
	そ の 他	1
	計	1

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

保健所では、例年レジオネラ症防止対策として、調査及び検査等を実施してきたところであるが、平成28年度においても、前年度に引き続きレジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

区分 年度	検査検体数	
	公衆浴場 (浴槽)	営業プール [採暖槽(ジャクジー)]
24 年 度	58	11
25 年 度	55	12
26 年 度	39	12
27 年 度	47	11
28 年 度	48	12

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を18件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を210件実施し、施設概要及び連絡先の把握を行なった。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

区分 年度	検査施設数	検査項目数
24 年 度	555	6,677
25 年 度	587	6,567
26 年 度	567	7,193
27 年 度	646	8,072
28 年 度	645	8,134

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、住民、学生等への衛生教育にも努めている。

区分 年度	総 数		営 業 者 等		住 民・学 生 等	
	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)
24 年 度	15	450	10	400	5	50
25 年 度	11	514	9	473	2	41
26 年 度	14	518	12	472	2	46
27 年 度	13	509	9	427	4	82
28 年 度	11	464	10	444	1	20

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

区分 年度	表 詩 施 設 数
24 年 度	3
25 年 度	3
26 年 度	3
27 年 度	3
28 年 度	3

[12] 不利益処分（保健福祉部生活衛生課）

平成28年度は不利益処分施設なし。